

ただいま上程されました議案の御説明を申し上げます前に、一言御報告を申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的に新規感染者数が増加傾向にある中、政府は、今月5日から、宮城県、大阪府及び兵庫県をまん延防止等重点措置の実施区域とし、12日からは、同区域に東京都、京都府及び沖縄県を追加したところであります。

本県では、3月上旬以降、全国と同様に新規感染者数が再び増加しており、複数のクラスターが発生するなど、昨年末から年始にかけて感染者が急増した状況と同様の傾向となっております。また、変異株の感染者が増加しているほか、人の動きも活発化してきており、感染の再拡大に嚴重な警戒が必要な状況にあります。

県といたしましては、今月9日に開催した新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、警戒度レベルは県版ステージ 2.5の「嚴重警戒」を維持することとした上で、必要な感染防止対策を継続・強化することといたしました。

県民の皆様には、今月10日から25日までの間、首都圏の1都3県に加え、まん延防止等重点措置の実施区域となった府県への不要不急の移動を避けることを要請しておりますほか、歓送迎会等の自粛や、会食の場における適切なマスクの着用、3密の回避や手洗い等の基本的な感染防止対策の徹底をお願いしております。

また、飲食店に対しましては、これまでの「新型コロナ感染防止対策取組宣言」運動に加え、感染防止対策認証制度を新たに導入することといたしました。

一方、ワクチンの高齢者への優先接種につきましては、今月12日から、県内の一部の市において試行的に開始されたところであり、26日以降、全市町において本格的に実施される予定であります。

これ以上の感染拡大を何としても食い止め、さらには、新規感染者数の減少につなげていくため、県民や事業者の皆様と、「STOP！感染拡大」の思いを共有して参りたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

今後とも、県民の命と健康を守り、県民生活や地域経済への影響の最小化を図るべく、国や市町、関係機関等と緊密に連携し、必要な対策に万全を期して参ります。

次に、今月10日及び11日の降霜により、県東部を中心に、受粉時期であったなしに多大な被害が発生いたしました。被害を受けられた農家の皆様に心からお見舞い申し上げます。

県といたしましては、人工授粉等の技術指導を徹底するとともに、栃木県農漁業災害対策特別措置条例の適用を検討するなど、被災農家への支援に万全を期して参ります。

次に、議案の概要について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症に関し、第4波に備えた対策を強化するため、変異株検査体制の整備や飲食店における感染防止対策の徹底を図るほか、社会経済活動の維持・活性化に向け、生活困窮世帯等への支援や県内観光需要の回復促進を図ることとして編成したところであります。

この結果、歳入歳出補正予算の総額は、106億9,492万円となり、

既計上予算と合わせた予算総額は、1兆260億9,492万円となります。
この財源といたしましては、国庫支出金及び繰越金を充てることといたしました。

何とぞ、よろしく御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。